

### 住宅増改築資金 融資あっせん 制度を ご利用ください

▼ 家は、10万円～400万円  
▼ 貸付利率 年2・85%  
▼ (市が貸付利率の2分の1  
相当の金額を利子補給しま  
すので、本人負担は1・4  
25%となります)  
▼ 返済 元利均等償還で、  
借入額に応じて、10年以内  
に返済

**条件**

▼ 市内に1年以上居住し、  
増改築する家屋の所有者  
で、同居家族のための増改  
築であること  
▼ 市税を滞納していないこ  
と  
▼ 償還できる収入・資産が  
あること  
▼ 借地権者の場合、土地所  
有者の承諾を得ていること  
▼ 連帯保証人がいること  
▼ 工事が平成28年2月末ま

で完了すること  
**必要書類** 融資あっせん申込  
書(まちづくり推進課で配布  
または市ホームページからダ  
ウンロード)、土地および家  
屋の評価証明書、工事見積書  
など。詳しくは、お問い合わせ  
ください。

**申込** 必要書類を添えて、  
直接、まちづくり推進課住宅  
係(市役所第二庁舎5階 ☎042  
-387-9886)へ。

#### 木造住宅の 耐震診断・ 改修費用助成

安全で安心して住み続けら  
れるまちにするためには、ま  
ち全体を災害に強い構造にす  
ることが必要です。

その一環として、大地震に  
備えて自分の住宅の耐震診断  
を行い、必要に応じて耐震補  
強をすることが重要です。

#### 【耐震診断費用の助成】

市内の一定の要件を満たす  
木造住宅の耐震診断に要した  
費用の一部を助成します。

ご利用の際は、事前に相談  
カードの提出が必要です。

#### 対象となる建築物

昭和56年  
5月31日以前に着工した市内  
に存する一戸建ての木造住宅  
で、自己の所有で現に自らの  
住居として使用している住宅  
**助成金額** 5万円を上限に、  
耐震診断費用の3分の2以内  
(千円未満切り捨て)

#### 【耐震改修費用の助成】

市内にある木造住宅の所有  
者が耐震診断を行い、診断に  
基づき耐震改修を行う場合  
に、改修に要した費用の一部  
を助成します。

ご利用の際は、事前の申請  
が必要です。

#### 対象となる建築物

耐震診断  
を行った結果、現行の耐震基  
準に適合しない住宅で、市の  
定める基準に適合した耐震改

修を行った住宅  
**助成金額** 30万円を上限に、  
耐震改修費用の3分の1以内  
(千円未満切り捨て)

#### ◇共通◇

**調査機関** (東京都建築士事  
務所協会南都支部の会員およ  
び東京都木造住宅耐震診断事  
務所登録制度実施要綱に基づ  
く耐震診断事務所を指定して  
います)

**その他** ▼申請受付は平成28  
年3月31日までです。▼申請  
額が予算額に達した時点で受  
け付けを終了します。▼助成  
金の交付は、同一の住宅に対  
して耐震診断・改修各1回を  
限度とします。▼助成金の交  
付は、耐震診断・改修の完了  
後となります。▼耐震改修を  
した場合、所得税の特別控除  
制度があります。▼このほか  
にも助成条件がありますので  
詳しくはお問い合わせくだ  
さい。

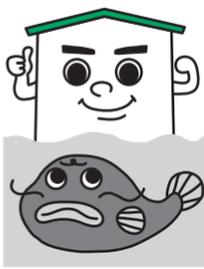
#### 木造住宅耐震相談

木造住宅の安全に対する不  
安を解消するとともに、耐震  
性の向上と災害に強いまちづ  
くりをめざし、耐震性等の相  
談を行います。

**相談日時** 原則第2木曜日午  
後1時30分～4時30分(1件  
1時間以内)

**相談場所** 市役所第二庁舎5  
階50会議室

**相談内容** ▼構造一般相談  
▼耐震性相談(主に設計の妥  
当性の確認)▼図面および計  
算書の再確認等



#### 木造住宅耐震相談

木造住宅の安全に対する不  
安を解消するとともに、耐震  
性の向上と災害に強いまちづ  
くりをめざし、耐震性等の相  
談を行います。

**相談日時** 原則第2木曜日午  
後1時30分～4時30分(1件  
1時間以内)

**相談場所** 市役所第二庁舎5  
階50会議室

**相談内容** ▼構造一般相談  
▼耐震性相談(主に設計の妥  
当性の確認)▼図面および計  
算書の再確認等

**対象** 市内在住で、市内に  
木造住宅を所有している方

**相談員** (東京都建築士事務  
所協会南都支部会員)

**申込** 相談日の1週間前ま  
でに、電話または直接、まち  
づくり推進課住宅係(市役所  
第二庁舎5階 ☎042-387-98  
86)へ。

#### 生産緑地の指定申請の 事前相談を受け付けます

市では、面積が500平方以  
上の農地等を30年以上継続  
して営農をしていただくこと  
を要件に、現地調査を行った  
うえで、生産緑地地区の指定申  
請を受け付けます。

なお、過去に生産緑地法の  
行為制限が解除された農地で  
も、要件を満たしていれば再  
指定できます。

農地等の指定(既存生産緑  
地地区への追加を含む)を希  
望する方は、調査等の相談を  
受け付けますので、事前に連  
絡のうえ、環境政策課(市役  
所第二庁舎4階)へお越し  
ください。

#### 雨水貯留施設の設置費 の一部を補助します

雨水の積極的な有効利用と  
節水活動を目的として、雨水  
貯留施設(雨水タンク等)の  
設置費用の一部を補助しま  
す。

なお、一度の申請で2基ま  
で申請できますが、申請後、  
3年間は申請できなくなりま  
すのでご注意ください。

補助金を利用する方は、購  
入前にご相談ください。

**補助対象** ▼市内で所有また

#### 生け垣造成奨励金を交付 災害にも強い 生け垣をお勧めします

みどりの豊かなまちづくりの  
ために、生け垣を造成する場  
合、次の助成を行っています。

造成する生け垣は、長さ3  
メートル以上で高さが1メートル  
以上、幅員4メートル以上の道路また  
は幅員4メートル未満の道路で道路  
の中心から2メートル後退している  
ことが必要です。

**【助成内容】**  
新たに造成する生け垣は、  
1メートルにつき、造成費の2分の  
1(限度額1万5000円)の奨励

#### 下水道施設の調査および 清掃を実施します

市内の一部地域の下水道管  
の調査と雨水ますの清掃を実  
施します。

作業員は、市が発行する身  
分証明書を持参し、腕章を着  
用しています。ご理解・ご協  
力をお願いします。

**実施期間** 5月1日(金)～  
10月31日(土)

**実施場所** 市庁舎および市の  
施設

**問合せ** 職員課人事研修係  
(☎042-387-9808)

#### 市職員のノー上着・ノー ネクタイ運動を 実施します

市では、省エネルギー対策  
をより効果的に推進するた  
め、市職員の「ノー上着・ノ  
ーネクタイ運動」を実施しま  
す。

この運動では、事務室等の  
室内温度は28度を目安に設定  
し、勤務中の服装は暑さをし  
のぎやすいノー上着・ノーネ  
クタイとしています。

市民の皆さんのご理解をお  
願いします。

#### 力をお願います。

**作業期間** 5月～10月

**問合せ** 下水道課工務維持係  
(☎042-387-9856)



## 環境配慮住宅型研修施設 「環境学習館」

環境配慮住宅型研修施設は、地球温暖化  
をはじめとする環境学習に利用していただ  
くための施設で、環境学習用に研修室が置  
かれています。

施設内には建物のさまざまなエコの仕組  
み分かる展示があります。

**所在地** 貫井南町3-2-16  
**開館時間** 午前9時～午後9時(毎週火曜  
日は休館)

**施設の使用料・定員**  
▷ 研修室1(14.91㎡) = 1時間あたり  
200円。定員10人  
▷ 研修室2(18.22㎡) = 1時間あたり



250円。定員10人  
**申込** ご利用日の2か月前の月の10日～  
前日に、直接、環境政策課(市役所第二庁  
舎4階 ☎042-387-9817)へ。

## 社会保障・税番号制度の導入 に伴う住民基本台帳カードの 取り扱いについて

社会保障・税番号制度の導入に伴  
い、平成27年12月をもって、住民基  
本台帳カード(以下、住基カード)  
の発行・更新を終了します。

平成28年1月以降は個人番号カ  
ードの交付を開始する予定ですので、  
住基カードの新規発行・更新は用途  
に応じて申請してください。なお、  
住基カードの交付終了日については  
改めて市報でお知らせします。

**【住基カードをお持ちの方へ】**  
平成27年12月までに発行した住基  
カードは有効期限まで使用できま  
す。ただし、住基カードと個人番号  
カードを両方所有することはできま  
せんので、個人番号カードを取得す  
る際に住基カードは返納していただ  
きます。

**【電子証明書の取り扱い】**  
住基カードに新たな公的個人認証

(電子証明書)を搭載することや更  
新についても平成27年12月をもって  
終了します。住基カードを利用した  
電子証明書は、有効期限まで使用で  
きますが、平成28年1月以降、電子  
証明書を新規発行・更新をする場合  
は個人番号カードに切り替える必要  
があります。

なお、個人番号カードには電子証  
明書が標準搭載されます。

**【個人番号カードについて】**  
個人番号カードは、ICチップを  
搭載しての発行が予定されており、  
公的機関が発行した本人確認書類と  
してご利用いただけます。

個人番号カードの機能や取得方法  
は改めて市報でお知らせします。

**問合せ** 市民課市民係(☎042-387  
-9830)